ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタへナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」 に該当しない生物を拡散防止措置の執られていない環境中で使用等するに当たっての情報提供

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿 環境省自然環境局長 殿

氏名

提出者

印

住所

ゲノム編集技術により得られた生物であってカルタへナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物を拡散防止措置の執られていない環境中で使用等を行いたいので、次のとおり情報提供します。

より。		
ゲノム編集技術により得		
られた生物の名称		
改変生物の用途		
宿主の名称		
宿主の自然環境における		
生理・生態学的特性		
使用したゲノム編集技術		
の種類・導入方法		
細胞外で加工した核酸の		
移入方法・残存の有無を		
確認した方法		
改変した	名称	
遺伝子等	機能	
	予想される機	
	能の変化	
改変生物	当該改変によ	
の形質の	り生じた変化	
変化	上記以外に生	
	じた変化	
生物多様性影響が生ずる		
可能性についての考察		
連絡先	所属機関の名	
	称及び職名	
	氏名	
	住所	郵便番号 ()

(別紙様式)

		()5511201312
	電話番号	
	メールアドレス	
その他		

[備考]

各項目の記載内容は以下によるものとする。なお、必要に応じて「別紙のとおり」と記載し、別紙を 添付することで差し支えない。

- 1 「提出者」については、法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名を記載し、主たる事務所の所在 地を記載すること。
- 2 「ゲノム編集技術により得られた生物の名称」については、当該生物の宿主又は親生物の属する分類学上の種の名称及び当該生物の特性等の情報を含めることにより、他の生物と明確に区別できる名称とすること。
- 3 「改変生物の用途」については、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は 再生医療等製品のいずれに当たるかを記載し、当該生物の用途について概要を記載すること。
- 4 「宿主の名称」については、ゲノム編集技術により得られた生物の分類学上の名称を和名、英名及び学名を記載すること。
- 5 「宿主の自然環境における生理・生態学的特性」については、培養可能な環境の条件、増殖の様式、 有害物質の産生性を簡潔に記載すること。
- 6 「使用したゲノム編集技術の種類・導入方法」については、当該生物の作成の過程で使用した人工 ヌクレアーゼの種類 (a. CRISPR/Cas9、b. TALEN、c. ZFN、d. その他(具体的に記載))を記載し、 その移入方法 (a. 人工ヌクレアーゼそのものを宿主の細胞内に移入、b. 人工ヌクレアーゼ遺伝子を 組み込んだベクターを宿主の細胞内に移入、c. 人工ヌクレアーゼ遺伝子を宿主のゲノムに挿入、d. その他(具体的に記載))を記載すること。
- 7 「細胞外で加工した核酸の移入方法・残存の有無を確認した方法」については、移入した核酸の構成、移入方法、除去した方法及び残存の有無を確認した方法(a. PCR 法、b. サザンブロッティング法、c. その他(具体的に記載))及びその解析結果について概要を記載し、具体的なデータを添付すること。
- 8 「改変した遺伝子等」については、
 - 1) 「名称」には、標的とした遺伝子等の名称を記載すること。
 - 2)「機能」には、標的とした遺伝子等の発現により産生されるタンパク質等の機能を記載すること。
 - 3) 「予想される機能の変化」には、標的とした遺伝子等に改変をした場合に生ずると理論上考えられる機能の変化について概要を記載すること。
- 9 「改変生物の形質の変化」については、
 - 1) 「当該改変により生じた変化」には、標的とした遺伝子の配列に対して生じた変化 (a. 挿入、b. 欠損、c. 置換) を記載し、当該改変により付与された生理・生態学的特性について宿主と比較し、特徴的な要点を記載すること。
 - 2) 1) で記載したもの以外の変化が見られた場合は、「上記以外に生じた変化」にその内容を記載すること。
- 10 「生物多様性影響が生ずる可能性についての考察」については、当該生物を3のとおり使用等した場合に生物多様性影響が生ずる可能性について、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号)の別表第二に掲げる項目ごとに考察を簡潔に行い、それらを踏まえた総合的な考察を簡潔に記載すること。
- 11 「連絡先」については、所属機関の名称及び職名、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを記載すること。
- 12 「その他」については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の実施する「カルタヘナ法関連事項相

談」を受けて、最終的に得られた生物に細胞外で加工した核酸が含まれないことを確認している場合は、その旨を記載するとともに、当該相談の記録を別紙として添付すること。また、研究段階等で主務官庁に情報提供を行っている場合は、その旨を記載するとともに、当該情報提供の内容を別紙として添付すること。

13 当該別紙に記載されている一定の情報は、その概要を日本版バイオセーフティクリアリングハウス (J-BCH) のウェブサイトに掲載する予定である。